

古文書を読む会学習記録

作成日 平成25年11月14日

開催日	平成25年11月14日	時 間	10:00~12:00
場 所	金沢公会堂3号室	出席人数	13 名
講 師	真田雅行氏	作成者	上杉孝良
テーマ	第一学習 小田原宇佐美家文書①「喰売女年季請状之事」外1件		
概 要	<p>1、 喰売女年季請状之事(小田原船津氏所蔵文書)</p> <p>この請状は奉公人ふさの実父で相州子安村(現・伊勢原市子易)の人主・清吉と請人の戸塚宿・庄兵衛、さらに実母・奉公人連名で、寛政十年(1798)十月十日に旅籠屋・喜伝次に差し出した奉公人請状である。喰売女(めしうりおんな)とは宿場の旅籠屋に置かれていた飯盛女のこと、食売(喰売)女、宿場女郎とも呼ぶ。請状の内容は苛酷なもので、実質的に人身売買に近いものである。(請状の記述内容)</p> <p>一 清吉の実娘ふさを道中旅籠屋喰売女として奉公に出すことを確かに承知。年季は丸二年で給金は八両二分と定め、慥に請取った。このことで面倒なことがおこれば、私共で解決する。この女が気に入らないことがあれば、何方へでも奉公替えしても異議を申さない。年季中は永く暇を申すことはしない。お仕着せは夏冬木綿着を一つずつ下さること。</p> <p>一 ご法度や家の掟に背かず、万一女が逃亡したならば、五日以内に戻し、行方が知れないときは、貴殿の思うように取り計らいたい。将来、妻妾の縁があれば女得心の上、貴殿娘として縁付かせて欲しい。その際樽代金をどれほど取られても、ねだるようなことはしない。大病を患いなどして、思いがけず死亡したとしても仕方なく、その際私たちが留守の時は、ご定法通り取り計らい、貴殿の檀那寺へ葬って下さるよう。</p> <p>一 宗旨はご法度の宗門でなく、何時でも寺請状を差し出す。私たちに店替えがあれば、早々にお届する。後日のため喰売女子年季請状、よって件のごとし。</p> <p>2、 年貢未進につき娘を差し出す約束証文(小田原宇佐美家文書)</p> <p>農民小左衛門が年貢及び宗安夫婦の四年分の扶持米を未納したため、わかという娘を宗安に渡したというもの。慶長二十年(1615)四月十五日の年紀がある。近世初頭における小田原地方の農民の苦しい生活状態を知ることができる。</p>		
備 考			
次回予定	平成25年11月28日 10:00~12:00 金沢地区センター 第二学習 秋葉山詣②		